

平成29年11月16日

奨学金制度に関する最近の施策

【目次】

1. 平成29年度からの新たな制度	(P. 2)	7. スカラシップ・アドバイザー	(P. 11)
2. 平成29年度 奨学金事業 採用状況	(P. 3)	8. 都道府県等との連携	(P. 13)
3. 平成30年度奨学事業予算要求	(P. 4)	9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開	(P. 14)
4. 所得連動返還方式	(P. 5)		
5. マイナンバーの収集	(P. 8)		
6. 減額返還制度の拡充	(P. 10)		

1. 平成29年度からの新たな制度

給付型奨学金制度の創設

◆特に経済的に厳しい者（私立自宅外生，児童養護施設退所者等）を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。



対象	平成29年度 先行実施		平成30年度 本格実施
	私立 自宅外生	対象 拡大	
対象	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (大学等進学後の在学採用)	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用) ※全ての設置者・通学形態を対象
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる 高い学習成績を収 めている 【家計】 住民税（所得 割）非課税世帯 又は生活保護受 給世帯	【学力・資質】 大学等における学修 に意欲があり、進学後 に特に優れた学習成 績を収める見込み 【家計】 児童養護施設退所 者等	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドラインを作 成) 【家計】 ・住民税（所得割）非課税世帯若しく は生活保護受給世帯の学生等 又は児 童養護施設退所者等
給付 月額 額	4万円	①国公立 3万円 ②私立 4万円	①国公立（自宅） 2万円 ②国公立（自宅外） 3万円 ③私立（自宅） 3万円 ④私立（自宅外） 4万円

※児童養護施設退所者等に対し、入学金相当額(24万円)を追加給付
※国立で授業料免除を受けた場合は減額

<平成29年度所要額（給付型奨学金）>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

貸与型奨学金の平成29年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万9千人 (4万4千人増)	81万5千人 (2万9千人減)
事業費	3,502億円 (279億円増)	7,238億円 (448億円減)

※ほか被災学生等分4千人（26億円）

無利子奨学金の大幅な充実

◆非課税世帯学生等について、成績基準を実質的に撤廃

給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に

◆貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者（残存適格者）を解消

予算上の制約から貸与できなかった者への対応

■ 給付奨学金

- ◆ 29年度採用（先行実施分）〔給付対象者：2,800人〕

推薦期間を8月4日まで延長、2,630人の推薦を受付、10月までの累計で、2,502人（946校）の採用を決定した。

＜当初推薦期間 4月6日～5月25日＞ 推薦数 1,578人

＜延長推薦期間 6月20日～8月4日＞ 推薦数 1,052人

- ◆ 30年度進学予定者を対象とする予約採用（本格実施分）〔給付対象者：20,000人〕

5月より採用候補者の推薦を受け付けた。（審査・集計中）

審査・選考のうえ採用候補者を10月下旬を目途に決定する。

■ 貸与奨学金

- ◆ 第一種奨学金の採用状況

177,922人（4月～10月累計、前年度比 約14,000人の増）

⇒「残存適格者の解消に向けた在学採用における当初内示枠の撤廃」及び「低所得世帯における学力基準撤廃」の効果

- ◆ 第二種奨学金の採用状況

245,883人（4月～10月累計、前年度比 約20,000人の減）

⇒「二種から一種への流れ」の加速化

3. 平成30年度奨学事業予算要求 要求の概要

予算額

(単位:億円)

区 分		平成29年度	平成30年度(案)	比較増△減	
事業費合計 (A+B+C)		10,781	11,040	259	
給付	事業費総額 (A)	15	73	58	
	財源 国庫補助金	(70)	(105)	(35)	
(無利息) 第一種	事業費総額 (B)	3,528	3,789	261	
	財源	政府貸付金	896	971	76
		民間資金借入金	223	393	170
		返還金等	2,409	2,424	16
(利息付) 第二種	事業費総額 (C)	7,238	7,177	△ 61	
	財源	財政融資資金	7,003	7,076	73
		財投機関債	1,200	1,200	0
		借入金償還等 (返還金)	△ 965 (5,475)	△ 1,099 (6,018)	△ 134 (543)
利子補給金		10	5	△ 5	

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

予算人員

(単位:万人)

区 分	平成29年度	平成30年度(案)	比較増△減
合計	134.1	138.8	4.8
給付奨学金	0.3	2.0	1.7
第一種奨学金	52.3	56.5	4.3
第二種奨学金	81.5	80.3	△ 1.2

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

1. 適用対象

- (1) 対象者・・・平成29年度以降採用者
- (2) 学種・・・大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程
- (3) 奨学金の種類・・・無利子奨学金
 - ※有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討
- (4) 条件・・・機関保証の選択(必須)、個人番号(マイナンバー)の提出(必須)
- (5) 奨学金申請時の家計支持者の所得要件・・・申請時の所得要件は設けず、全員に適用可能

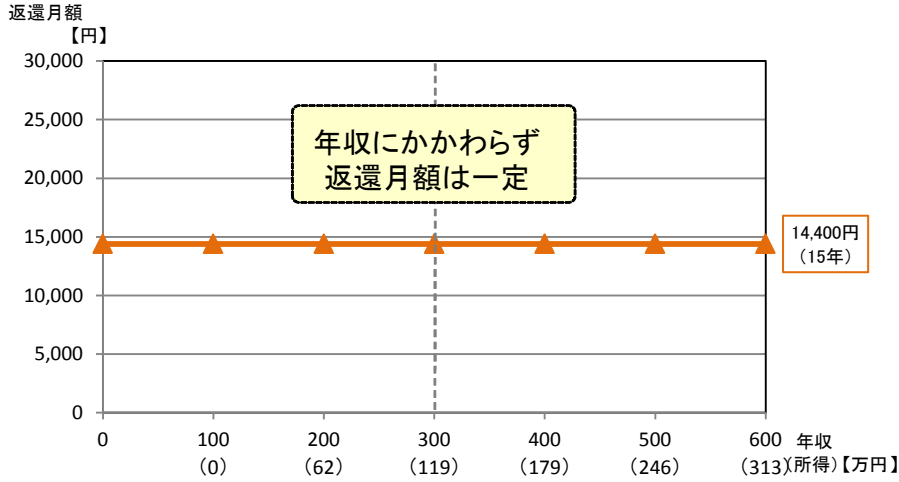
2. 返還方法等

- (1) 割賦額の算定・・・課税対象所得に9%を乗じて12で除した額(1円未満の場合の端数は切り捨て)となり、その額が2千円以下となる場合は2千円となる
 - ※返還初年度(返還開始から最初の割賦見直しの前月(9月)までをいう)は、定額返還方式による割賦額の半額とし、それでも返還困難な場合は申請により2千円とすることが可能
 - ※返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出があり且つ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、所得連動返還方式による返還を認める
 - ※本人又は扶養者に係るマイナンバー又は課税証明書の提出がない場合は、定額返還方式による返還(割賦額)となる
- (2) 割賦額の見直し・・・課税対象所得に基づき毎年度見直しを行い、見直し後の割賦額による返還は当該課税対象年度の10月から1年間となる。
- (3) 割賦方法・・・口座振替による月賦返還のみ
- (4) 返還方式の変更・・・所得連動返還方式を選択した方は、貸与中に限り定額返還方式に変更可能
 - ※定額返還方式を選択した方は、貸与終了後は所得連動返還方式への変更のみ可能
- (5) 救済制度の適用の可否・・・減額返還制度のみ利用不可(返還期限猶予制度は利用可能)

※平成29年10月時点での選択状況・・・無利子奨学金採用者のうち、15.7%が所得連動返還方式を選択

4. 所得連動返還方式 ②返還イメージ

平成28年度まで



返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

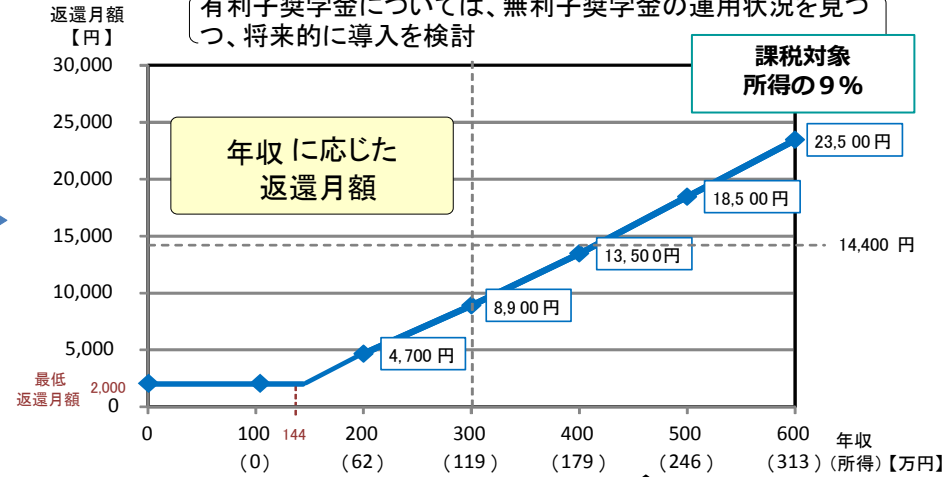
平成29年度以降

選択制

○所得連動返還方式

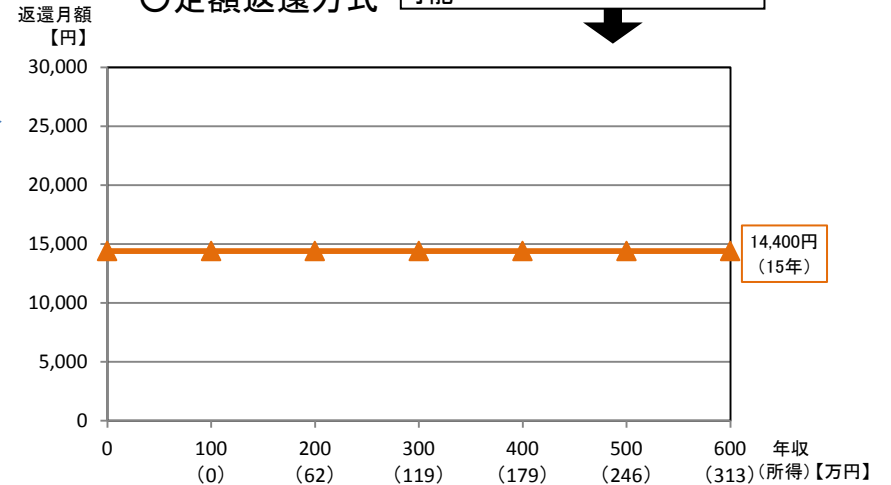
無利子奨学金から先行的に導入

〔有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つ、将来的に導入を検討〕

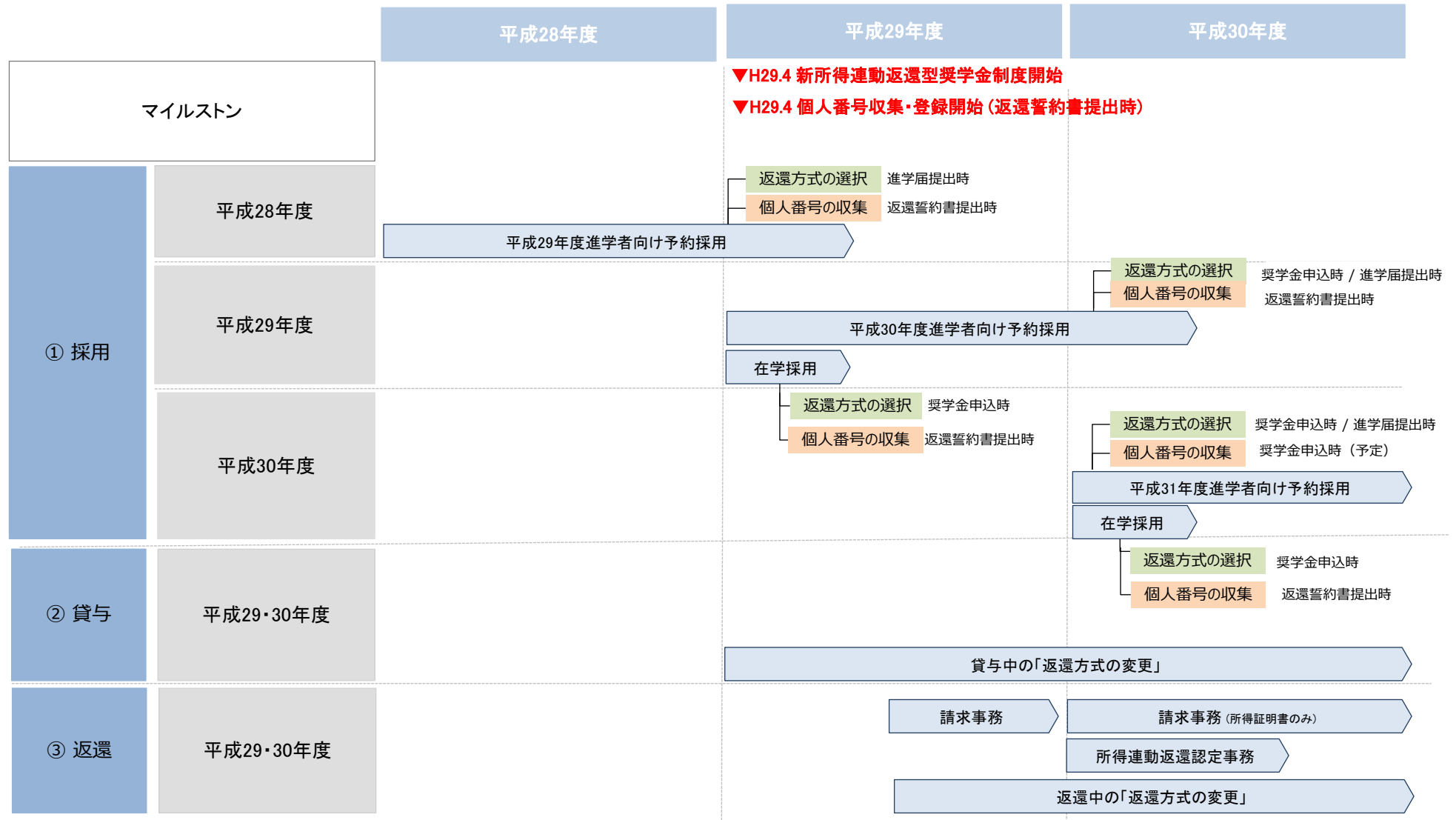


学生は、貸与開始時に返還方式を選択し、貸与終了時まで変更可能

○定額返還方式



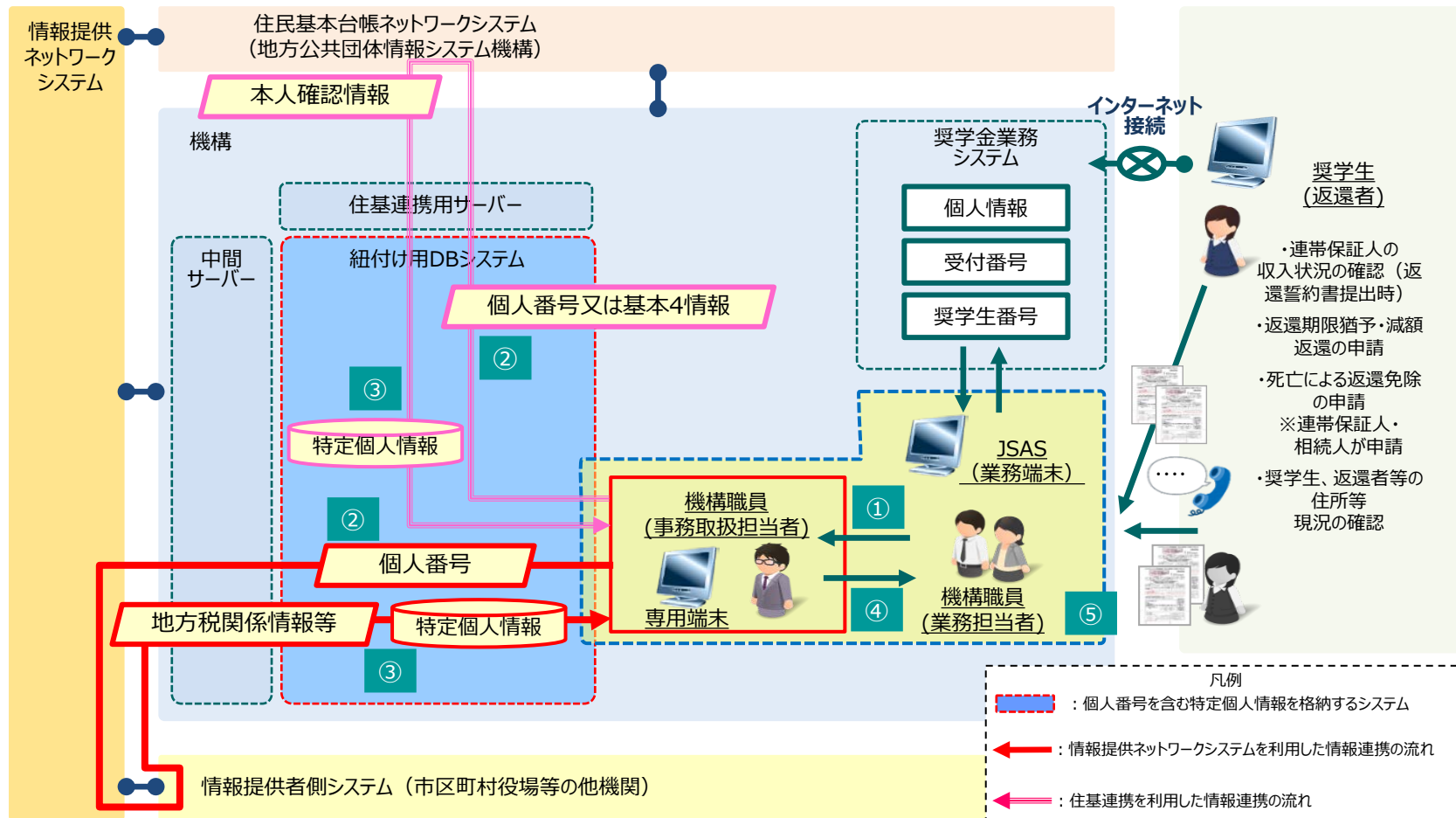
4. 所得連動返還方式 ③制度実施スケジュール（予定）



5. マイナンバーの収集 ①マイナンバー制度の概要

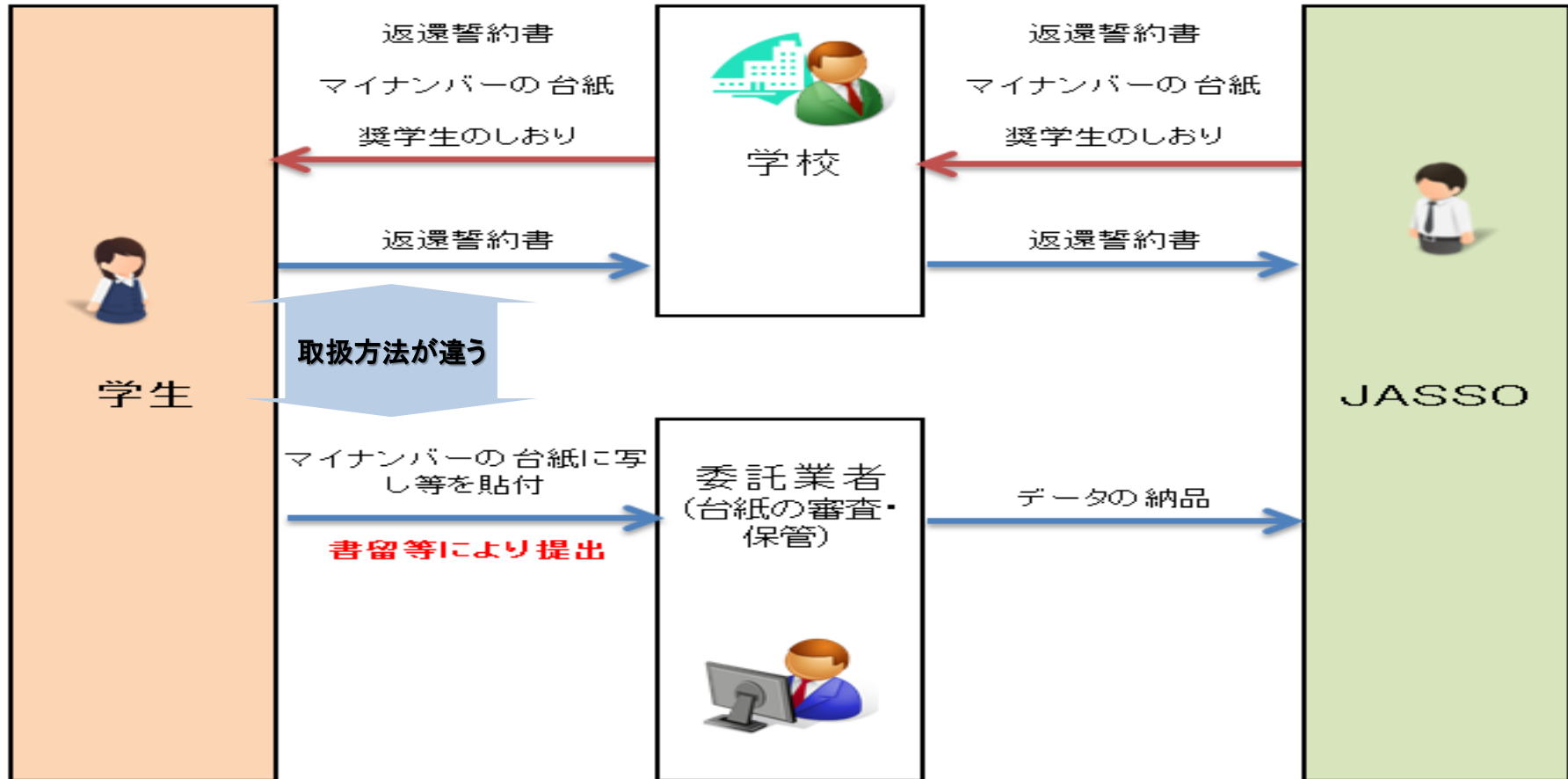
- 特定個人情報の利用について、本人の同意を受けた上、提出を求め利用することになっている。
- 情報提供ネットワークシステムにアクセスすることにより「収入の情報」が入手できる。
- 住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスすることにより「住民票の情報」が入手できる。

情報連携イメージ（特定個人情報の照会・取得の流れイメージ）



5. マイナンバーの収集 ②在学中のマイナンバー収集方法

- ・ 返還誓約書等と同時にマイナンバー提出書等を学校宛に送付、学生に渡す。
- ・ 学生は返還誓約書については学校に提出する。
- ・ 学生はマイナンバー関係の書類については委託業者に直接郵送により提出する。



6. 減額返還制度の拡充

平成29年4月より、以下の通り減額返還制度を拡充した。

(1) 主な変更点

- 割賦金額を2分の1に減額して返還する方法に加え、3分の1に減額して返還する方法を導入
- 減額返還制度の適用期間を最長120か月から180か月に延長

(2) 対象者

1. 平成28年度以前採用の第一種奨学生及び第二種奨学生
2. 平成29年度以降採用の第二種奨学生
3. 平成29年度以降採用の第一種奨学生で「定額返還方式」選択者

(3) 適用条件（従来の2分の1に減額して返還する方法と同様）

1. 災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難であること
2. 無延滞であること
3. 口座振替（リレー口座）に加入していること
4. 月賦の返還方法でのみ利用可能
5. 個人信用情報の取扱いに関する同意書が提出されていること

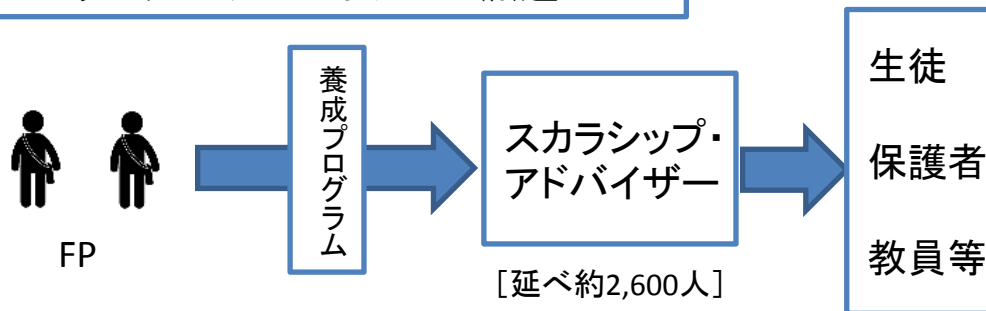
目的

- 高校生等が大学等進学に向けた検討を行うにあたり、進学後の経済的な状況についての不安を払拭する知見を提供。
- 生徒が安心して奨学金を利用するため、奨学金を利用する意味やその活用方法についての生徒の理解を深める。
- 生徒に自らのファイナンシャルプランを意識させるとともに、返還や寄附等による社会貢献の意識を涵養する。

概要

- 各高等学校が生徒、保護者に対して開催する奨学金の説明会において、日本学生支援機構の奨学金制度に加え、返還等のファイナンシャルプランを含めた適正な奨学金の利用について理解を促進するスカラシップ・アドバイザーを派遣する。
- 資金計画の説明冊子の閲覧や資金計画の相談を可能にするウェブサイトを開設する。

スカラシップ・アドバイザーの派遣



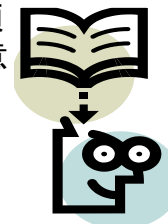
奨学金事業の正確な周知・広報を目的とし、金融的観点から専門的な知見を有する者（スカラシップ・アドバイザー）より高校生等に対してきめ細かい説明をするとともに、減額返還制度や返還期限猶予制度等の認知度を高める。また、社会に出た後の社会貢献意識を涵養する等、奨学金事業の健全性向上に寄与。

- ◆スカラシップ・アドバイザー養成(全国16会場で実施)、認定(2,596名)
- ◆スカラシップ・アドバイザー派遣

高校教員用説明資料の作成配付

日本学生支援機構の奨学金を含む進学費用の準備のための資金計画を生徒・保護者に説明するための冊子の作成・配布。作成にあたっては、スカラシップ・アドバイザーの知見も活用。

- ◆進学にかかる費用
- ◆進学のための支援制度
 - ・無理のない資金計画の作成・アドバイス
 - ・返還の必要性や猶予制度等の正確な周知
 - ・寄附等による社会貢献の意識の涵養



冊子

ウェブサイトの開設

資金計画を先生・生徒や保護者と相談できる

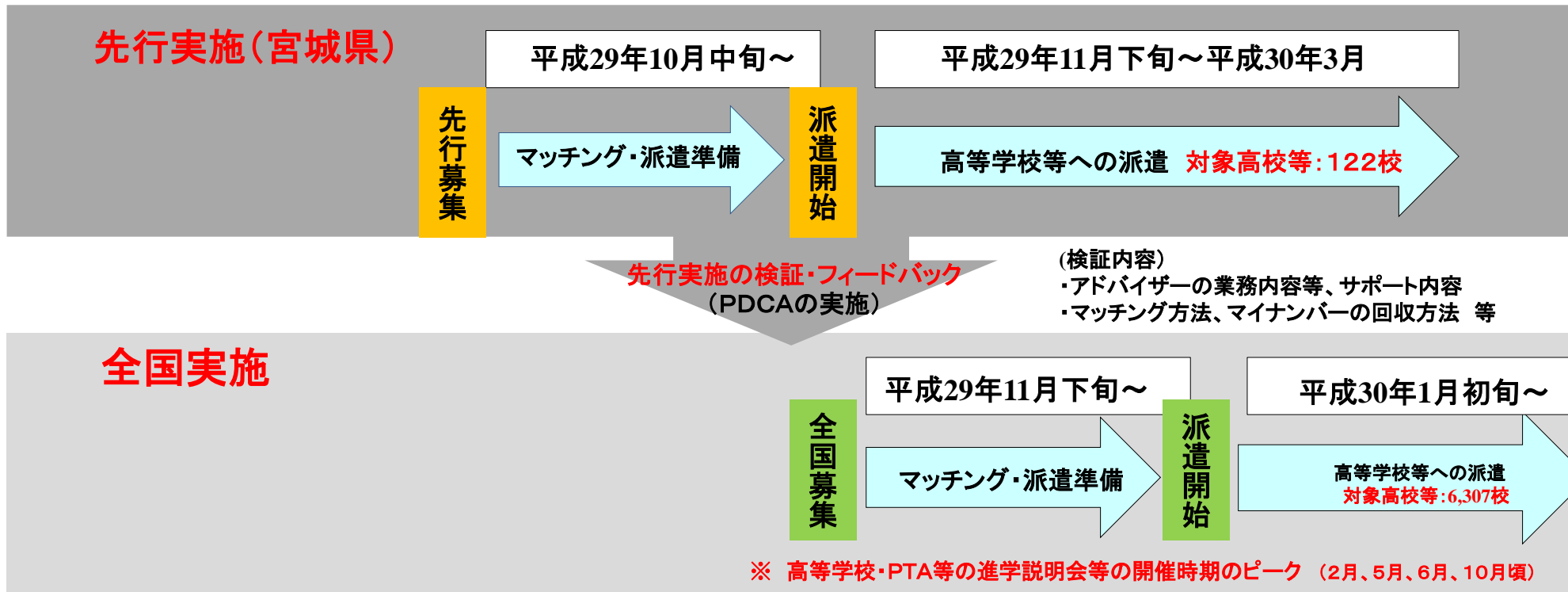


7. スカラシップ・アドバイザー ②派遣スケジュール

1. スカラシップ・アドバイザー養成プログラム:平成29年7月18日から10月3日に実施。
 (全国16会場、募集定員:2,960名)

2. スカラシップ・アドバイザー派遣申込を募集。

募集地域	募集開始時期	派遣開始時期
先行実施(宮城県) ※	平成29年10月18日(水)	平成29年11月22日(水)
全国実施(予定)	平成29年11月29日(水)	平成30年1月8日(月)



1. 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や手続き等にかかる理解の増進や返還意識の涵養を図るため、各都道府県の教育委員会が主催する高校教員等を対象とした説明会等において、奨学金に関する説明及び資料配付を行っている。

◆平成29年10月までの対応状況

- ・ 職員派遣：20府県（22回）（機構主催による高校教員等を対象とした奨学金説明会を2県を含む）
- ・ 資料配付：31都道府県（33回）

なお、そのほかに高等学校PTA連合会主催の全国・地方大会において資料配付を実施（6～8月）

2. 地方公共団体の返還支援が拡大

○ 各県独自の施策として返還支援の取組の状況

平成27年度 第1号：山口県 平成29年10月31日現在 21県、15市

- ①各県（基金設置団体）と情報のやり取りのため、機構ホームページに「会員ページ」を開設。（平成26年度～）
- ②機構HPから希望のある県、市のホームページへのリンク。

9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開

機構ホームページ上に本年4月より公開、**本年末を目処に時点更新する予定。**

【情報公開の目的】(機構ホームページより)

(独)日本学生支援機構(以下、機構)奨学金には多額の公的資金が投入され、貸与を受けた方からの返還金と併せて、次の世代の奨学生に奨学金を貸与するための資金として活用され、多くの学生を支えています。

次の世代の学生にしっかりと奨学金をつないでいくためにも、返還者となった奨学生が延滞状態にならないようにすること、また仮に延滞状態となってしまった場合であっても、その状態が長期間に及ばないようにしなければなりません。

そのためには、各学校と機構が連携・協力し、奨学生に対して、借り過ぎることなく適切な貸与額を選択させるための指導、返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する理解を深める等、在学中の指導を徹底することが何よりも大事なことです。

学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開は、各学校と機構との連携・協力による取組の成果を広く社会に明らかにすることを通じて、独立行政法人として納税者たる国民の皆様への説明責任を果たすとともに、各学校におけるこれらの取り組みを支援することを目的としています。

なお、ここで明らかになる情報は、各学校の一側面を表しているもので、状況を相対的に比較できるものではないことにご注意ください。

⇒[学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開](#) ← クリックすると検索画面に移動

※過去5年間の貸与終了者数が50名以下の学校(貸与者数、延滞率等)は「*」表示とする。

⇒[奨学金事務における学校での取り組みの好事例](#) ← クリックするとPDF画面(HTML画面)

9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開(機構HP画面①)

日本学生支援機構 貸与及び返還に関する情報 - Internet Explorer

https://www.sas.jasso.go.jp/ac/HenkanJohoServlet 独立行政法人日本学生... 日本学生支援機構 貸与及...

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

抽出条件

国公私区分	学種	地域・都道府県	学校名	情報抽出
未選択	未選択	未選択	未選択	情報抽出

各項目の定義

閉じる

9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開(機構HP画面②)

学校毎の貸与及び返還に関する情報(日本学生支援機構奨学金)

各項目の定義

抽出条件

国公私区分	学種	地域・都道府県	学校名	情報抽出
国立 ▼	大学院 ▼	北海道 ▼	▼	

対象校 - 貸与及び返還に関する情報							
学校名	▼			学種	大学院		
基本情報(平成27年度)							
学生数	▼ 人	貸与者数	*** 人	新規貸与者数	*** 人		
返還等の状況(平成27年度末時点)							
過去5年間の貸与終了者数[A]	*** 人	[A]のうち在学猶予者数	*** 人	[A]のうち一般猶予者数	*** 人	[A]のうち減額返還者数	*** 人
[A]のうち完了者等数	*** 人						
[A]のうち延滞1日以上者[B]	*** 人	[B]/[A]	*** %	[A]のうち延滞3日以上者[C]	*** 人	[C]/[A]	*** %
各年度の貸与終了者に占める次年度末時点で延滞3月以上の者の比率							
	平成22年度 貸与終了者	平成23年度 貸与終了者	平成24年度 貸与終了者	平成25年度 貸与終了者	平成26年度 貸与終了者	貸与終了者数	3月以上延滞者数
	*** %	*** %	*** %	*** %	*** %	*** 人	*** 人
(参考)							
「過去5年間の貸与終了者に占める各年度末時点で3月以上延滞している者の比率([C]/[A])」の推移	平成25年度末時点	平成26年度末時点					
	*** %	*** %	*** 人	3月以上延滞者数	*** 人		